

村上市県産材利用の取組方針

第1 取組方針の位置づけ

本方針は、「村上市建築物等における県産材利用推進に関する基本方針」に基づき、市自らが取り組む県産材利用について、基準、目標（指標）、課別重点的取組の方針等について取りまとめたものである。

第2 市の取組目標（指標）

（1）公共建築物における県産材の利用

《基 準》

市が整備する新築・増築または改築する公共建築物において、以下に掲げる場合を除き、高さ13m以下かつ軒高9m以下で、延べ床面積3,000m²以下の施設については、原則として県産材による木造とする。上記基準以外の施設にあっても、木造と非木造の混構造の採用を検討するなど、積極的に県産材による木造化を検討する。

ア 建築基準法等法令の規定により、構造や耐火性能等の面から木材使用が適当でない場合

イ 施設の性格・目的・立地、耐久性、防犯、景観及び周辺等の調和などの面から、木材の使用が適当でない場合

ウ 災害応急対策活動に必要な施設、危険物を貯蔵する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造の使用が馴染まない又は木造の使用が適当でない場合

また、新築・増築、改築または模様替えする公共建築物にあっては、木造・非木造にかかわらず、関係法令、機能等の制約がある場合を除き、直接又は間接的に市民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、可能な限り県産材による木質化に努める。

《木造化の目標（指標）》

目 標：毎年度の、県産材による木造施設率=100%

算定式：県産材による木造施設率

$$= (\text{県産材による木造施設数} / \text{木造化可能施設数}) \times 100$$

〔留意事項〕

○「木造化可能施設数」とは、市が整備する公共建築物において、前述の木造化の基準に該当する、木造が可能な建築物の数とする。

○「県産材による木造施設数」とは、木造建築物であって、使用木材量のうち概ね半分以上の量に県産材を使用していることをいう。

（2）公共土木工事における県産材の利用

市が発注する公共土木工事においては、景観及び周辺等の調和などの面から、木材の使用が適当な場合、原則として県産材を活用する。

（3）備品及び消耗品における県産材使用製品の導入

市が所管する公共建築物における備品及び消耗品の導入においては、規模・機能・性能・耐久性・防犯・周辺等の調和などの面から、木材の使用が適当でない場合を除き、県産材をはじめとした木材活用製品を導入する。

（4）木質バイオマス利用における県産材使用製品の活用

市が所管する公共建築物においては、木質バイオマスの利用を積極的に図ることとし、木質バイオマスの利用にあたっては県産材使用製品を活用する。

第3 課別重点的取組の方針

「村上市建築物等における県産材利用推進に関する基本方針」に基づき、県産材をはじめとした木材の利用について、各課は以下について重点的に取組を進めることとする。

(1) 公共事業分野での木材利用推進

- ◎施設の機能や特性、地域性などを勘案し、新築・増築、改築または模様替えする場合、
県産材を使用した木造化を推進する。 《施設所管課》
- ◎施設の機能や特性、地域性などを勘案し、新築又は改築する公共建築物において、市民
の目に触れる機会のある部分を中心に、県産材を使用した内装等の木質化を推進する。
《施設所管課》
- ◎土木工事において、景観・周辺等の調和・規模・機能・性能・耐久性・防犯などを勘案
し木材の使用が適当と考える部分について、県産材の活用を推進する。また工事の仮設
構造物においても同様に県産材の活用を推進する。 《施設所管課》
- ◎備品及び消耗品の調達において、県産材をはじめとした木材活用製品の導入を推進する。
《全課》

(2) 推進施策の展開

- ◎補助事業において、県産材をはじめとした木材の利用が図られるよう、情報提供・助言
に努める。 《事業所管課》
- ◎産地や合法性等の証明された木材・木製品の供給体制整備を促進する。 《農林水産課》
- ◎木材の調達方法や木造建築コスト等に関する情報収集・提供に努める。 《農林水産課》
- ◎県産材を使用したバイオマスの利用促進を図る。 《施設所管課、環境課、農林水産課》

(3) 民間への普及啓発

- ◎木造住宅の建設の促進のため、木材に関する情報提供に努める。 《農林水産課》
- ◎製材、加工品、木製品の生産情報を、関係団体と連携し、積極的に情報発信する。
《農林水産課》
- ◎森林環境学習や木工教室などの取り組みを支援し、市民が森林や木材に関して、体験で
きる場づくりに努める。 《農林水産課》